20年 商事法務展

めぐる動向 ディスクロージャー・企業会計等を

はじめに

企業開 示行政に大きな進展のある年

ろであり、 を進めている 状況に関する検証結果の公表を行うための検討 け、これらを踏まえた投資家と企業の取組みの 企業の対話ガイドライン」の策定を行ったとこ レートガバナンス・コードの改訂と「投資家と プ・コード改訂に続いて、昨年六月、コーポ いくため、二〇一七年五月のスチュワードシッ まず、コーポレートガバナンス改革について 改革をさらに実質的なものへと深化させて 本年六月の株主総会シーズンに向

投資家と企業の建設的な対話に資する情報開示 をさらに促進していくため、 断に必要な情報の十分・適時な提供を確保し 企業情報の開示については、 金融審議会ディス 投資家の投資判

> まとめられた。 幅広い検討が行われ、 企業情報の開示および提供のあり方について、 クロージャーワーキング・グループにお 昨年六月に報告書が取

討事項」の記載を求めること等を内容とする監 昨年七月、監査報告書に、 て監査報告書の透明化についての検討を行い の改正も行った。 査基準の改訂を行い、これを踏まえた内閣府令 ついての意見表明に加え、「監査上の主要な検 会計監査については、 企業会計審議会にお 財務諸表の適正性に

1

コーポレートガバナンス改革の取組

ている。 向けて、 会計人材の育成に向けた取組みを引き続き進め 見発信の強化、 企業の拡大促進、 会計基準については、 国際会計基準 日本基準の高品質化および国際 IFRSに関する国際的な意 Î F R S その 層の品質向上に の任意適用

政をめぐる動きを振り返るとともに、 本稿では、こうした昨年一年間の企業開示行 本年の課

目 次

はじめに

コーポレートガバナンス改革 コーポレートガバナンス改革の取組み

今後の方針

2

両コードに基づく対応状況と課題

会計・開示制度

開示

2 会計監査 会計基準

おわりに

題をご紹介したい

コーポレートガバナンス改革

に取り組んできた。 成の実現に向け、 期的な企業価値の向上と国民の安定的な資産形 年六月にコーポレートガバナンス・コードが策 定され、両コードを 月にスチュワードシップ・コードが、二〇一五 府の成長戦略の一環として、二〇一四 コーポレートガバナンス改革 「車の両輪」として、 中長

証券取引所に設置された「スチュワードシッ 取組みについては、二〇一五年に金融庁・東京 コーポレートガバナンス改革の深化に向けた

商事法務No.2187

〔図表 1 〕 コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策 定(2018年6月)

コーポレートガバナンス・コード改訂と コーポレートガバナンス改革をめぐる課題 「投資家と企業の対話ガイドライン」策定のポイント※ ・事業ポートフォリオの見直しなどの果断な経営判断とそれに基づく 果断な経営判断 方針の明確化 ・自社の資本コストの的確な把握 戦略的・計画的な設備投資・ ・戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資等の実施 研究開発投資・人材投資 ・手元資金の活用を含めた適切な財務管理の方針の策定・運用 客観性・適時性・透明性ある ・客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任プロセスの確立 CEOの選解任 (独立した指名・報酬委員会の活用等) ・取締役会がその役割を適切に果たすための十分な知識・経験・能力 取締役会の多様性の確保 とジェンダー・国際性などの多様性の確保 ・政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保 政策保有株式の縮減 有に関する方針の明確化 ・自社の企業年金に運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・ 企業年金の専門性向上 配置するなどの母体企業としての取組み これらの主なポイントについてコーポレートガバナンス・コードを改訂。 また、これらに関する機関投資家と企業との間の対話の実効性を高めるため「投資家と企業の対話ガイドライン」を策定。

に 取 果の 5 ス改革には お 締 ける 役 企業にお n 公 コ 0) b る表等 個別 選 各 る。 ポ 任 般 や機 レ 0 0 け 議決 0) る独 定 対 1 **| 関投資** 施 方 応 0) 卜 が進 権 立社 策 進 ガ 13 捗 バ 行 ナ む使 状が 家外 ょ

どを内容 ħ

とする改

訂

が

行

わ

営判

断を行うこと

事業ポー

1

-フォ

1)

オ

0)

見

直

等 確

O

果 把

企

が

自

社

0)

箵

本

コ

ス

}

-を的

13

握

た。

オ

1

会にチ ŋ 表 個 け 点 関 ア 長 11 建 や年金 **などか** て議論 别 議 る 投 0 設 <u>-</u> 教授。 池尾 0) 利 0 ワ 資 的 議 意 て、 家と企 益 な対 決権 5 見書を踏 K が 相 以 フ 七 行 反 話 運用 行使 年五 ح オ ッ わ 下 管 一業と プ 口 n 理 を 一月には 結 まえ、 j フ 機 1 てきて 0 関に 促 0) アッ オ 果 コ 強 間 13 0 す 1 口 化 観の 機プ K 公 ス お お

ナ コ 口 バ 1 ナ 基金等 0) 和 K ア 1人立 役 ス 割 0 0 正 コ コ 明 P 大学] 確化 Ł 1 ポ ット F レ \mathcal{O} 会の業 7 をみ 依 図表1)。

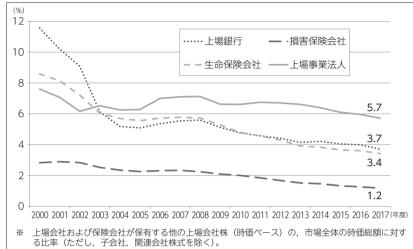
フ 1 プ

オ ガ

に行 資等 員会の C E 明 管 取 締役会の 性ある手続を確立すること 理 業が設備投資 0 Ο 0 活用 経営資源 手 0 方針を策定・ 選 元資金の活用を含め 構成 等を含め、 解任につ に関 0 配 研 運 一分を戦 W 究 客観 て、 用すること 開 取締役会が 発 独立 投資 略的 性 た適 した指 適 時 讱 計 人 全体 材 性 な 画 的投

投資家と企業のた「コーポレートガバナン 容につ と企業の よる果断 改訂 指摘 議 然として形式的 かなどさまざまな課題が指 に 投資家につ る 「気づき」 題 が お ?ある。 対話 でる提示 て、 41 両 を受け、 ナンス改革の て二〇 Ì 営判 コ ガ コ 0 をもたらす 7 対 1 言を受け、 なも ても、 j. 断が行わ K ポ 話ガイド ガ れを踏まえ、 パバナン ライン」 0 V 七年 附属 ナン 1 のにとどま 進 企 1 一月に取り - ライン 步状況 一業との 文書として ス 例 n ガ 同 ○月以 0) 年六月、 は限 バ て て、 摘さ フォ 策定が コ ナ オロいられ なお 対話 0) 1 りまとめ 0 な 降 ス 策 F 検 7 n 定に 行 以 0 1 お 7 証 0) 0) 7 わ 投 下 改 が コ ア 内 11 で コ 11 5 ると 資 1 0 9 訂 行 1 ッ る は n プ K 内い とれわポ 企が

保有主体別にみた持合比率の内訳(時価ベースの比率) 「図表2〕



(出所) 野村證券

を受け、

企業にお

としてその Ō 知識 エ の役割 経 ダ 験 国 能力を十分備えるととも 責 、務を実 際性等の多様性を確 劾 的 に果たす

関

でする方針を明確化

保 企

有 業

目的 が

政策保有株式につ

V

て、

政 策保 や保

有

で 口

ある。

チ

ワ

F

7

昨

ガ 0

提出 バ 1 年 ・アッ ナンスに関する報告書を基 き 化 政 二月末までに東京証券取引 になど、 んる上場 心会に が が 策保有 から *水め プ会議におい お 会社 改訂版コードの n 株式の縮減に関 r V 始 て新たな女性 め 全体 Ť いる。 て検証が行 0) 対応状況に なお、 の 内容を踏まえた動 でする方針等の明 コ に 1 わ 所 本改 れる見込 ポ 0 0) V W 後 Ì 更新 気訂に対 7 ハフォ 1 は

て保 業年金に対 えた人 機 業年金 の意向 能発揮 有し 八材を計 ないこと ている会社から当該株式の売 0 心して、 の観点か のアセッ が 宗示され 画的 運 から、 記に登 た場 用に関する 1 オ 母体 一合に 用 ナ は 配 企 記置する 資質 業が とし 売却 企

置する企

業も増加しつつある。

取 報

能

ジェン

ダ

1

P

玉

際性等の多様 締役会の機 酬委員会を設

また、

政

策保有

0

41

分に確

保

そ

11

, く こ

して適切な知識

経

券取引所

市場第一

部にお

て九割を超

えたた

ほ

任意の委員会を含む指名・

一名以上選任する企業はさらに増

加

東

京

に取 一つく開 開 0 非財 ŋ 業がいわゆる「 取 示を適切に行うとともに、 収組みを 組 務情 むべきであること 示以外の情報提供にも主 報につ 行うこと ESG要素」 て、 法令に基 法令に b 体

コー ポ レート 1 ガ

いてはすでに バナンス・コー 山取締役 昨 0) 年 K. 選任 Ó 0 株 改 P 話が行 それ とが 発揮の コ 1 のは、 性を含め、 にとどまっている を前 政策保有株式の保有に関 ポ :重要である。 能力を備 ,業法人による保有の わ 融機関による保有が 観 監点から、 提とした投資家と企業との 1 取締役会全体と トガバナンス・ えることを十

(図表2)。

今後は、 ノは緩や

昨

減少

かなも

減

少し

うつ 株式に

あ

るも

コー

F

0)

改

う訂を

する十分な検

P ま 0 0 0 て

深度

あ

る 証 踏 年

れを表明、 三七機関 機関投資家につ たとえば、 しており、 がスチュ れることが課題となってい 利 益相 ワー r V ては、 反の ドシップ・ 昨年 回 七 |避等 年 \dot{o} 0) 同 コ た 1 月 る。 コ め 1 時 F F -の受入 点 で二 議 改 決 訂

関 権行使を監督するための)月末時 公表を行う運用機関が増加して 措置を講じることや、 ユ 企 $\overline{}$ 対 四機関 話 の内容や結果等を記載 活 動結果を公表 第二 個 別 また、 一者委員会の の議決権 る 行使 0) 作 運 設 用 年 結 置

ドに基づく対応状況と 諌

2

う

便

IJ

ス ク

0

検

証

を

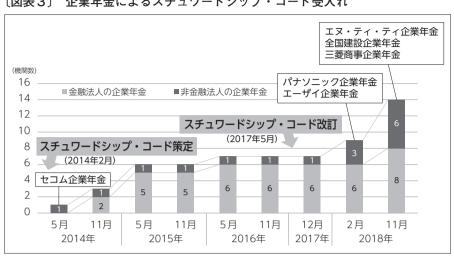
行うとと

自社

株式を政策保有株式とし

いては、 たとえば独立 取 締 役 を

〔図表3〕 企業年金によるスチュワードシップ・コード受入れ



0

改訂以降受入れの動きが進んでおり が期待される。 訂等を受けて、 る昨年のコー オーナーとして期待される機能の実効的な発 上場会社に対して、 に向けた人事面 なお 四基金にとどまるもの ポ こうした動きがさらに進 レ 1 運営面 自社の企業年金がアセット ガ における取組みを求 バ ナンス 0) ·] 同 1 図 コ F むこと 1 表 3 -の 改 め F

今後の方針

3

話

における以下の取組状況の検証を行うため、 ることとしている。 レートガバナンス改革のさらなる進展につなげ までに、 るところであり、 取組みに関する検証結果を公表し、 ガイドライン」を踏まえ、 改訂後の両コー 月よりフォ 投資家と企業との実効的な対話や企業 本年六月の株主総会シー ローアップ会議を再開 j. および 企業と機関投資家 投資家と企 コーポ して 業の -ズン 昨 夶

決権 的 成長に資する議決権行使を行う観 進展状況等について検証を行う。 けるジェンダーや国際性等の多様性 運用機関に関しては、 行使助 莂 の議決権行使結果の公表状況、 言会社 の活用状況 投資先企業の持 Ŕ 企業との 確保 点 議 か

・コストを意識した経営の状況、

政

(策保有

の縮減に向けた取組状況、

取締役会に

コ

ーポレートガバナンスに関しては、

資

実効 的 な対 話 0 進 一一歩等に 0 11 7 検 証 を

が、 るため、

運用機関によって公表内容に差異がみら

は

好事例の浸透を通じてその内容の

さらに、 コード受入れ

企業 充実

金によるスチュワードシップ・ 図っていくことが重要である。

本年も、 5, 0 0 r V スチュ ア その機能の実効的な発揮を促す観点 ・セット て検証を行う。 企業年金やその母体 引き続きコーポ ワー オー ドシップ活動の後押しを行 ナーに関しては、 V :企業の 1 ガバ 取 ナンス改 組状況に 年

革の深化に向けた取組みを進 めてまいりたい。

슾 開 示 制 度

Ξ

1 開

供や、 いくため、 に必要な情報の十 とが求められる。 であり、 的な資源配分を実現するため つ正確に、 な情報の提供を通じて、 企業情 投資家と企業の建設的な対話を促進して 投資判断に必要とされる情報を十 報 また適時にわかりやすく提供するこ の開 以下のような取組みを実施して 示は、 こうした考えの下、 分かつ適時でわかり 投資家の投資判 資本市場にお の基本的 やす 投資判 インフラ ける効率 断に必 い提 分か

グ・グループ報告

金融審議会ディスクロージ

二〇一七年一一月、 麻生金融担当大臣 より、 金融審議会総会に 企業情報 の開 お 示

「図表4〕 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(概要)

報告の内容

① 「財務情報」および「記述情報」の充実

財務情報、および、財務情報をより適切に理解するための記述情報 を充実

(たとえば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析 (MD&A: Management Discussion and Analysis), リスク情報など)

② 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供 (たとえば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など)

③ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の 適時な提供

(たとえば、監査人の継続監査期間など)

④ その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨 など

今後の取組み

プリンシプルベース のガイダンスの策定

企業が経営目線で経営戦略・ MD&A・リスクを把握・開示 していく上でのプリンシプル を企業や投資家を交えて議論 し、ガイダンスを策定

開示のベストプラク ティスの収集・公表

開示ルールの策定 (内閣府令改正)

- ▶ 役員報酬(報酬プログラム, 報酬実績)
- > 政策保有株式
- ▶ 監査人の継続監査期間 等

لح 加の n \mathcal{O} ため、 ては、 -六月に公表された報告 果たす役割が大きく、 業績を表わす 7 総合的な検討が行わ 価などを説明する「記述情報 投資判断に当たって 長・ 同年 いる 財務情報を補完するも 報 財 神 見通しや業績に関する 企業の 以下の内容等が 企業情報 一二月から八回 務情報 図表4 田 の充実 秀樹学習 中 「財務情 授) 0 -長期 お 開 よび が設置 は、 n 院 示 的 書に 報 提 0 た。 大学 記 なビ 充実 わ 言さ 昨 述 お た

であり、

監査人の 情報等の

別間等、

会計監

査に 重要

なる財務

信頼性確

保

の観点からも

選解任

の判断の

みならず、

投資判断 株主による監

の基

関する情報

0

開

示

の充実を図るべ 継続監査期

された。 学院法務研究科教 進 年 ŋ 議 討 示 座 ヤー して 及び提供の を行うこと。」との諮問 な対話に資する情報開 会 0) 11 ワー 下 これを受けて、 、くため、 13 キング・ あり デ 企業情 方につ イ グ ス ルー ク 金融 (V 報 示を 口 がな · て 検 がの開 プ 1 審

> 的 中 企

なも

のとしていく観点から、

役員報

酬

の算定

V

ガバナンス

コ

ド

0) 0)

改

訂

投資 び

家と

ス

ハチュ

ロワー

・ドシッ

プ・

コ

1

ド

お ゃ

ょ

コ

]

業の 1

対話

[ガイド

ライン」

策定が行

わ

n

る

投資

家と企業との対話

をより建設的で実効

に関する情報等の開

三示の充実等を図るべ

3

信頼

性

適時性の確保に向

げ

た取

組

Z 情

査に

関す

る情

報は、

査

政策保有株式の保有状況とい

0

た政策保有株式

方法をはじめとする役員報酬

に関

する情報

P

やすく提供することや、 (な情報を十分かつ適 詩 建 分

投資家の 資判 13

供 0 あ する

略、

М

D

Ą

IJ

スク情報をはじめとする

記

述情報

0 & 開

示の充実を実現していくことが

建設的 な対 話 0 促進に向 けたガ

報 の提供 バ ナン

ス

その他の の課 題

(2)

ディスクロージャーワー

キング・グル

ッ Е D I 端末等での閲覧に対応すべき。 NETの利便性向 上 0)

観

覧点か

タブ

報告を踏まえた取組 これら

資判断に必要な情報提供の確保や投資家と企 建設 金融庁においては、 的 な対話 0) 層 の促進に向け、 の提言を受け、 以 下 0 投 取業

0

重

「図表5〕 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告に基づく開示府令改正案の概要

主な改正内容

「財務情報」および「記述情報」の充実

- ▶経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経 営者の認識の説明を求める
- ▶事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへ の対応策の説明を求める
- ▶会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響 等に関する経営者の認識の記載を求める 等

建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

- ▶役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログ ラムに基づく報酬実績等の記載を求める
- ▶政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象とな る銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大する 等

情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

> 監査役会等の活動状況 (監査役会の開催頻度,主な検討事項,個々の監査役の出席状況等),監査法人に よる継続監査期間等の開示を求める

適用時期

①2019年3月期から適用 (上記「II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供して記載の項目等) ②2020年3月期から適用(①以外)

形式的 め 取 定 企 な ノ等を 全 0) するととも 上 戦 業 11 あ 組み 開 Ż 略 開 わ 体 で 企 0) ・把握 スト 業が 0) な対応にとどま せ 示 **不内容や** 0) 取 方に関 て、 ガ Ó Μ 浸 組 ブ -プラ 充実に 経営目 イダン D IJ 透 み & A 開 ル さ ン を 崩 す ケ 1 示 シ せ 促 Ź テ スを 線で 向 して ル 示 プ る 部 1] す 1 ij 策 ル 経 1-0 V ス ス 企

ル

0

適

用

関

係等に

0

7

0)

考え方を

示

L

7

報告書 業内容等 閣府 業年 ッ 予定であ 策 告書に盛 0 ク の実現 開 一該改 一度に係る 日以 か コ 月に公表し、 令 示の充実を含 から、 メント \dot{O} 後に 0) る 正 開 り込まれ 0) 改正 る有 順 は、 示に 図 次 を 終 め、 表 5 適 一丁す 本年 実施 案を 関 価 でする 用 証 パ 昨 は、 た。 $\overline{\underline{V}}$ 報 デ ル . イ 開 1 (3)

内

年

とされ 対話が 等によ を通じて、 る。 ル 1 本 ル ル てい る早期 促 が 1 整備 進 ル る。 され 0 長期 0 導 こうした意義が果たされ 情 明 入に る 報開 的 ځ 確化され な企業価 V は つ 示 た積極的 ることで、 ひ 場 値 11 ては 0 な意義 向 等 投 0 資家 P 情 資 るこ が 場 報 会社 ځ 開 本 あ ح 0 示

とともに、 実情に応じ 本 施 ル 話 定に向 ス 示を求めるフ フ を 踏 備 ル ク 行 を含む金 11 11 ッ 七年 ェア・ディスクロージャ に先立 係政 く好 1 行うこと まえて、 ゃ プ 口 投資家 ベ 0 ij ル 1 た情 、スト 翼与 五月、 府令とともに昨 循環 ジ 基 一つ昨年 融 議 ヤ ځ 報管 エ ス 論 づく情報 商 0 などによ プラク はどのようにあ 1 、テー 0 ア 上場会社等に 確 述 品 取引 立が ただい 情報 対 理 ル 一月に 話 ゥ テ 0) デ] ŋ 開 期 ホ 1 0 方法を明 法 イ 0 ル 公表 ・スク 待さ 場 示に 年 0) ル ス た。 開 ガ I 開 面 旭 ダ 0 示 イ した による るべ 月に 部改 1 0 口 n 示が 積 ガ ル と企 お 6 F. 1 7 関 11 る。 Ŀ. ・ライ 公平 け フ 施 ジ 改 げ ダ き て、 かにする 正 L ル Ź エ 法 ヤ 業が ン か 善 7 行 の 企業 な情 ル ア が] ਝ 浸 ス 等 経 施 で n 成 行 対 诱 \mathcal{O}

組 Z

を

8

7

式

役員報 進

酬

や政

策

保

有

いりたい。 業による積極的な情報開 引き続き、 活 性化が実現して 本ルー ルの趣旨の浸透を図って いくことが期待され 示が促進されるよ

たことを受け、「会計監査の在り方に関する懇 機として会計監査の信頼性があらためて問われ 会」において検討が行われ、二○一六年三 わが国において、 不正会計事案等を契 月

- 監査法人のマネジメントの
- 眼」による会計監査の品質のチェック 監査法人の)独立性 の確保等、 「第三者 0
- 等に向けた幅広い取組みが提言され 会計監査に関する情報提供の充実

ス・コード)」策定(二〇一七年三月)、 次報告)」公表 な運営に関する原則(監査法人のガバナン ローテーショ .提言を踏まえ、これまで、「監査法人の (同 ン制度に関する調査報告 年七月) 等に取り組んでき 「監査法 組 (第

されている。

上

の充実の観点 最近では、 から、 以下のような取組みを実施 会計監査に関する情報提供

(1) 監査報告書の透明化につい

査人は、監査 |査基準の具体的な改訂内容については、 の過程で監査役等と協議した事 監 項

中から、

高いと評価された事項 た事項、 特別な検討を必要とするリスク または重要な虚偽表 示の が リリスク

- 項を含め、経営者の重要な判断を伴う事 対する監査人の判断の程度 見積りの不確実性が高いと識別され た事 項
- の内容、 における特に重要な事項であると考え、 該区分を設けて、 の主要な検討事項」 要であると判断した事項を絞り込み、 等について考慮し、 の主要な検討事項」であると決定した理 取引が監査に与える影 当年度において発生した重要な事 ②監査人が、 1 を決定し、 職業的専門家として特に重 「監査上の主要な検討事 当年度の財務諸表の監 監査報告書に当 「監査 事象また 由 項 上

41

月に公布・施行した。 査証明に関する内閣府令」 前 記改訂監査基準を踏まえ、 を改正 「財 務諸 昨 表等 牟 0

るよう、 務諸表の監査から適用するが、 改訂監査基準は、二〇二一年三月決算に係る 〇二〇年三月決算の監査から早期適用が行わ 証券取引所市場第 用することを妨げないとされており、 た取 「監査上の主要な検討事項」 組みを期待して 関係機関における早期適 一部上場企業に それ以前 0) 記 用 ついては、 記載に関う 0 実施に から適 する

る懇談会につい 会計監査についての)情報提供の充実に

(2)

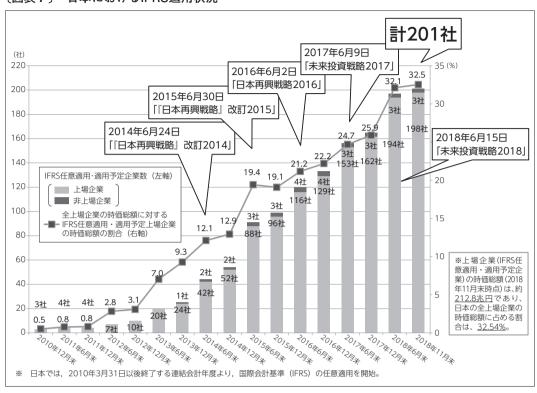
るケースにおける対応のあり方に てより詳細な資本市場 る監査意見が表明された場合等、 青山学院大学名誉教授) り、昨年一一月から「会計監査につい する情報提供のさらなる充実を行う必要が 提供の充実に関する懇談会」(座長・八田) 検 会計監査の信頼性確保のため、 が行われている への情報提供が求めら (図表6)。 を開催し、 監査人に対 通常と異 ての情 査に関 進二 あ

③監査における監査人の対応を記載することと [図表6] 「会計監査についての情報提供の充実に関する

懇談会」の主な論点

- 通常とは異なる監査意見が表明された場合における会 計監査に関する説明・情報提供
 - ・監査報告書の記載 「意見の根拠」区分の記載 意見不表明の場合における記載,限定付適正意見の場 合における記載
 - ・求められる説明・情報提供
 - ・監査人の守秘義務との関係 [参考] 株主総会における監査人の説明と守秘義務
- 他の場合における説明・情報提供
 - ・監査人の交代(交代理由の開示,引継ぎに伴う論点)
 - ・過去の監査意見の訂正
 - その他

[図表7] 日本におけるIFRS適用状況



に後押しするべ 教育研 こうした動きをさ (図表7)。 修機構 く お

めてい 係者と連携して、 ため、 いく必要がある。 取組みを 金融庁では、 る。 的 以 関 0

準の

治質向

上に

努

Ø

わが

上場企業等に

て

使用され 国

る会計

基

であることを踏まえ、

おけ るため

いる重

要なインフラ 資本

0

市

場に

適 用企 FRSの 業の拡大促 任

進

現在で一 企業 ており、 は、 F R 00 昨 S 実に 年 0 社 任 増 意適 を 月 超 加 末 用

> る。 三月にも 同様の セミナー が 開催される予定であ

R S に に関する 国際的な意見発信の

たって企業の が投資判断を

経 行うに当

営成

会計基準は、

3

を共有するため

0

セミ

が開催され

た。

本年

年二

一月にI

Ē

R

S

移

行

した企

業の

経

財

政状態等を

測定

簡素化 外的 され して、 取 再導入の是非を検討 七月 る。 期 他の包 念フレ 際会計 もに、 いする 間 る。 組みを推進してまいりたい 玉 (2) 引き続き、 ø, にリ ま 際 こうした取 た、 純損益にリサイ 括 1 0 お わ 0) Ι 金 的 並額が明 ただし、 が国 ため A S B Ť 利益に計上した項 ムワーク」 準審議会 l, 点 な会計基準の質の て、 がら、 7 0 Ź れん 国 0 の考え方を国 ク これら 選択肢 **I**際会議 E 確 0) ij お たとえば 組 の会計処 でない場 n 企業会計基準委員会 シ Î 品みを通 V 0) h グ することが決 ・クリ 改訂版 の場 て、 0) 0) A S B しな 0) 会計処理 全理に 省に 合 シ じ 際 向 対 0 0) で IJ 11 心心等、 意見 n グするこ て、 的 上に貢献 こととされ んの が な会計 护 お 0 0 て定期 イク 発信を コやリ 昨 41 0 公表した 定され 会計処 意見発 7 て、 7 :年三月 11 は、 ح は、 7 ル + 基準に反 するとと A S 償 は、 す が 原 行 イ 強 理 ・クリ て 却 昨 7 明 則 そ 0 き 0 年 11 例 記 لح 概 玉 7

日本基準の高品質化

(3)

高品質 わ 昨 が なも 玉 年 の会計基準を国際的 月 のとしていくため、 に収 益認識基準 -を策定 A S B 整合 性 0 公表 あ お る

また、

昨年三月に公正価値測定に

に関する会

サポートしてまいりたい。 とが期待されることから、 化に向けた取組みがしっかりと行われていくこ 進められている。引き続き、 が進められている。このほか、 かけて実施した意見募集の結果を踏まえ検討が の見直しについても、 基準の開発に着手し、 基準策定に向けて検 昨年八月から一一月に その取組みを適切に 日本基準の高品質 金融商品会計基

国際会計人材の育成

ており、 育成、 作りに役立てるための定例会を定期的に開催し ンポジウムや、 リスト等それぞれの分野で国際的な会計実務に 計人材の 活躍する人材の経験・ て、 会計実務を支える人材の裾野拡大を目的とし Sに関して国際的な場で意見発信できる人材 ASF)において、「国際会計人材ネットワー 通した人材を登録・公表した。同年七月よ 国際的な会計人材の育成については、 二〇一七年四月に、 が構築され、企業、公認会計士、 同ネットワーク登録者を対象に、 IFRS等に関する知識・経験が豊富で 育成に向けて取組みを推進してまい 金融庁としても、 登録者同士の横のネットワー 知識を共有するためのシ 財務会計基準機構 引き続き国際的な会 国際的に 証券アナ Ι F R

ᄱ お わりに

ただいた。 組みや今後の方向性などについて紹介させて をめぐる主要な課題について、 レートガバナンス・開示・会計監査・会計基 本稿では、 企業開示行政の直面 昨年における取 当する、 コー

の充実、 る中、 らなるコーポレートガバナンス改革を推進して が重要である。そのため、本年においても、さ中長期的な企業価値の向上を実現していくこと を通じて、自らのガバナンスの質を向上させ、 好循環を実現することが求められている。 上と収益の果実を家計にもたらしていくという 体の最適な資金フローを実現し、 品質化等に向けた取組みを一体として進めてま いくとともに、 した状況の下、企業が投資家との建設的な対話 りたい。 企業や投資家を取り巻く環境が大きく変化 資本市場の機能の発揮を通じ、 会計監査の信頼性向上、 その前提となる企業情報の開 会計基準の高 企業価値の向 わ が国

(金融庁企画市場局企業開示課長) (いの うえ とし たけ)

11

— 70 —